

大和市告示第79号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、下水道使用料及び下水道受益者負担金の収納事務を次のとおり委託した。

なお、この告示の日をもって令和元年大和市告示第33号第3項中「、下水道使用料」を削る。

令和2年4月1日

大和市長 大 木 哲

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都江東区豊州三丁目3番3号

名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

2 委託期間

令和2年4月1日から令和4年5月31日まで